

鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを除く。）を除く。）の二号承認制を適用する原産地又は船積地域の追加について

輸入注意事項15第9号 (15.2.12)

特定の原産地又は船積地域からの鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積されたものを除く。）を除く。）の輸入については、現在二号承認制の対象となつていますが、本措置は国際捕鯨委員会（IWC）の決定する鯨資源の保存のための措置を有効なものとするためのものです。

今般、国際捕鯨取締条約にアイスランドが正式加盟したことに伴い、当該貨物に係る二号承認制を適用する原産地又は船積地域としてアイスランドを追加します。

なお、当該貨物をアイスランドから輸入する場合には昭和55年11月28日付け輸入注意事項55第76号（貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について）によりますが、二号承認申請の前に昭和60年9月6日付け公示60貿易局第256号（ブラジル、アイスランド、ノルウェー、ペルー、大韓民国、スペイン及びロシアを原産地又は船積地域とする鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを除く。）を除く。）を輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について）に基づき農林水産省水産庁資源管理部遠洋課の確認を受けてください。